

養育医療の自己負担金額

世帯の階層区分		徴収金額 (月額)	加算金額 (月額)		
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている世帯	0円	0円		
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の非課税者世帯	2,600円	260円		
C階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割の額のみ の世帯（所得割の額のない世帯）	5,400円	540円		
D階層	A階層からC階層までを除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	D 1	15,000円以下	7,900円	790円
		D 2	15,001円から 21,000円まで	10,800円	1,080円
		D 3	21,001円から 51,000円まで	16,200円	1,620円
		D 4	51,001円から 87,000円まで	22,400円	2,240円
		D 5	87,001円から 171,300円まで	34,800円	3,480円
		D 6	171,301円から 252,100円まで	49,400円	4,940円
		D 7	252,101円から 342,100円まで	65,000円	6,500円
		D 8	342,101円から 450,100円まで	82,400円	8,240円
		D 9	450,101円から 579,000円まで	102,000円	10,200円
		D 10	579,001円から 700,900円まで	123,400円	12,340円
		D 11	700,901円から 849,000円まで	147,000円	14,700円
		D 12	849,001円から 1,041,000円まで	172,500円	17,250円
		D 13	1,041,001円から 1,222,500円まで	199,900円	19,990円
		D 14	1,222,501円から 1,423,500円まで	229,400円	22,940円
		D 15	1,423,501円以上	全額	全額に10分の1を乗じて得た額。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円